

議長／ただいまから令和8年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1及び第2を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

区長。

区長／議案第27号及び第28号千代田区教育委員会委員の任命の同意について一括して御説明いたします。

本区教育委員会委員佐藤祐子氏の任期が、3月24日をもって満了となります。

つきましては、引き続き同氏を任命いたしたく存じます。

また、本区教育委員会委員俣野幸昭氏の任期が、3月24日をもって満了となります。

つきましては、後任の教育委員に、水野智佳子氏を任命いたしたく存じます。

同氏は、1984年ロサンゼルスオリンピック及び1988年ソウルオリンピックにおいて、水泳日本代表として出場されたオリンピックであり、日本水泳連盟競技力向上コーチ委員会の委員を長年務められるなど、人材育成において豊富な実績を有しておられます。

また、平成22年から15年以上にわたり、民生・児童委員の主任児童委員として活動されるとともに、学校運営や青少年対策の関係委員を務められ、区政に多大なる御貢献をいただいております。

今後は、教育委員として、区民と教育行政との橋渡し役を担っていただくとともに、千代田区教育のさらなる発展に向け、その経験と見識を十分に発揮していただけるものと確信しております。

両氏とも人格・識見に優れており、まさに適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員会委員に任命いたしたく、区議会の同意をいただくため提案するものであります。

何とぞ、御同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました、議案第27号千代田区教育委員会委員の任命の同意について、議案第28号千代田区教育委員会委員の任命の同意についての2議案は、いずれも樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第3を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

区長。

区長／議案第29号千代田区監査委員の選任の同意について御説明いたします。

本区監査委員の印東大祐氏の任期が3月24日をもって満了となります。

つきましては、後任の監査委員に小澁高清氏を選任いたしたく存じます。

同氏は、日本公認会計士協会東京会千代田会に所属され、公認会計士として、多数の企業、公益法人、独立行政法人などの監査に従事され、企業などの健全な経営支援に取り組みおられます。

氏の監査及び会計の専門家としての優れた識見は、本区監査委員としてまさに適任であると考えており、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、区議会の御同意をいただくため提案するものであります。

何とぞ、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました、議案第29号千代田区監査委員の選任の同意については、樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第4及び第5を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

区長。

区長／議案第30号及び第31号千代田区行政監察員の選任の同意について一括して御説明いたします。

本区行政監察員2名、山田瞳氏、大田裕章氏両氏の任期が3月末日をもって満了となります。つきましては、後任の行政監察員に久郷達也氏、宗宮英恵氏の両弁護士を選任いたしたく存じます。

行政の違法不当をチェックするという行政監察員の職責を踏まえ、選任の公正性を確保するため、弁護士会から推薦を受け、選任するものです。

両氏におかれましては、公益通報に関する事項に造詣が深く、当該職務に明るい方で、まさに適任であると考えており、千代田区職員等公益通報条例第7条第2項の規定に基づき、議会の御同意をいただくため提案するものであります。

何とぞ、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議案第30号千代田区行政監察員の選任の同意について、議案第31号千代田区行政監察員の選任の同意についての2議案は、いずれも樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第6から第18を一括して議題にします。

岩佐りょう子企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

企画総務委員長。

企画総務委員長／企画総務委員会に審査を付託された13議案の審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第6号千代田区公告式条例の一部を改正する条例は、デジタル化の推進により区民の利便性の向上を図るため、条例及び規則の公布の方法を改めるほか、規定を整備するもので、本年4月1日から施行、議案第8号千代田区行政手続条例の一部を改正する条例は、行政手続法の一部改正に伴い、所在不明者に対する聴聞の通知等に係る公示の方法を改めるほか、規定を整備するもので、本年5月21日から施行。

議案第10号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、所在不明者等に対し送達すべき書類に係る公示送達の方法を改めるもので同法の改正規定の施行日から施行します。

議案第6号、第8号及び第10号の3議案は、関連する内容であるため、一括して審査をいたしました。

質疑の中で、今回の改正でインターネットにより公布等することが可能となりますが、区のホームページへ掲載するため、新たな経費は発生しないこと。

インターネット環境で見られない場合、当面は門前掲示場も併用し、また、デジタル化に完全移行した際には、区の窓口で見られるような措置を考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第6号、第8号及び第10号の3議案は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、区議会議員及び区長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改めるもので、公布の日から施行します。

質疑の中で、国は、物価変動を踏まえ今回改正しているが、選挙運動用自動車については、

ビラ・ポスターの作成と異なり、公費負担の限度額を引き上げるほどではないと捉え判断したものと考えられることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第7号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和7年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、行政職及び一部の医療職の給料表の改定を行うとともに、宿日直手当の上限額及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間を改めるもので、本年4月1日から施行します。

質疑の中で、今回の改定により課長に昇任した場合、年収ベースで100万円程度増える見込みであり、これまで管理職の職責の重さと給料が見合っていないと感じる職員がいた中では、大きく改善する内容となっており、管理職を目指す職員が増えることを期待していること。

管理職の給料が引き上げられる中、民間の課長級の職員等との比較、給与勧告に基づいているため、民間との均衡は失しない内容になっていること。

管理職になると、責任とマネジメントに加えて、議会対応が新たに求められる。

それらの不安を解消できるように、研修を充実させるとともにOJTを含めた対応を考えていること。

議会と執行機関という二元代表制の下で、双方が役割を果たしながら行政を進めていくことが重要であり、それにふさわしい管理職の育成に努めていくとともに、昇任意欲のために給与面以外に時間的拘束などの環境を整えていきたいと考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第9号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用する条文に項ずれが生じたため、規定を整備するもので、本年5月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第11号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約については、区立内幸町ホール改修機械設備工事施行のため、請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額3億8154万1600円、契約の相手方は三辰工業株式会社です。

質疑の中で、事前公表している予定価格内に4者の入札があったことから、予定価格は一般的なものであったと認識していること。

物価高騰の実情から、引き続き入札結果の分析はしなければいけないと考えるが、予定価格超過の入札をして無効となった事業者に対して、今後、聞き取りなどを行う予定はないこと。今後も物価高が続けば、インフレスライドは考えられ、その場合には契約金額の増が見込ま

れる可能性はあると考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第17号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、議案第19号（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第20号（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更については、いずれも令和2年第1回区議会定例会において議決した（仮称）四番町公共施設に係る工事請負契約について、インフレスライド条項の適用による経費の増額のため、契約変更するものです。このうち、新築工事請負契約は、変更前の契約金額91億6951万4412円から2%増加し、93億5226万8412円に、新築電気設備工事請負契約は、変更前の契約金額、8億5551万4000円から6.5%増加し、9億1130万6000円に、新築給排水衛生設備工事請負契約は、変更前の契約金額、5億8385万8000円から11.5%増加し、6億5078万2000円になります。

議案第18号から第20号の3議案は、関連する内容であるため、一括して審査いたしました。

質疑の中で、本工事は当初56か月の工期を見込んでいたところ現在84か月まで延びており、工期延長の主な要因は、コロナ対応による麹町仮住宅の工期延長、入居者の移転期間の延長、アスベストの対応等によるものであること。

その対応により（？）追加工事が発生するとともに、工期が長期化したことによって、建設工事費の価格が上がったこと。

今回、予定契約変更金額を算出するに当たって、東京都や物価本等の単価を直近の新しいものに入れ替えるとともに、建設物価調査会の建設物価の上昇率を参照し、積算したこと等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第18号から第20号の3議案は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号神田橋公園改修工事請負契約については、神田橋公園改修工事施行のため請負契約を締結するもので、競争入札に付し落札者がいないことから、工事の開始に遅れが生じないよう事業者と協議し、随意契約するものです。

契約金額は、6億6000万円、契約の相手方は、株式会社富士植木です。

質疑の中で、原則は競争入札であるが、昨今入札不調が続く中で、次回入札しても応札の見通しが立たず、最後まで入札をした事業者と所管が調整したところ話がまとまったところから、随意契約としたこと。

本契約では、競争入札に付し、入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき随意契約できる規定を適用している。

これまでもこの規定はあったが、議案となる案件は契約金額が大きいことから、あまり適用してこなかった。

一方、昨今、契約の不調が続いている中で、一度不調になると事業が遅れてしまうことや、神田橋公園の整備については、令和7年第4回区議会定例会にて補正予算を議決いただいたものであることから、今回急施をもって議案を提出したものであること。

予定価格について、本案件は事後公表としている。

今年度は試行で原則事後公表しているが、今後、契約内容を踏まえ、事前公表とするか事後公表とするか決めていきたいと考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第24号は、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号(仮称)神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更については、令和6年第1回区議会定例会において議決した(仮称)神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について、インフレスライド条項の適用や工期延長による経費の増額のため、契約変更するものです。

変更前の契約金額40億2050万円から6.2%増加し、42億6936万4000円になります。

質疑の中で、インフレスライド条項の適用等により契約金額が増額となる見込みだが、その金額の妥当性については、令和7年11月13日の庁内の契約変更会議の中で確認したこと等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り採決を行った結果、議案第25号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更については、令和3年第3回区議会定例会において議決した神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約について、インフレスライド条項の適用や工事の遅延等に伴う経費の増額のため、契約変更するものです。

変更前の契約金額4億5177万9900円から33.8%増加し、6億457万5400円になります。

質疑の中で、増額変更の主な内訳は、インフレスライドによる増額が7500万円余、工事に直ちに着手できる現場体制の維持費の増額が1150万円余、工事経費の増額が2900万円余、交通誘導警備員の増額が3650万円余であることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第26号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました13議案の審査経過及び結果の報告を終わります。ありがとうございます。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第6号千代田区公告式条例の一部を改正する条例、議案第7号千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を

改正する条例、議案第 8 号千代田区行政手続条例の一部を改正する条例、議案第 9 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 10 号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例、議案第 11 号千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第 17 号区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約について、議案第 18 号（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、議案第 19 号（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第 20 号（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について、議案第 24 号神田橋公園改修工事請負契約について、議案第 25 号（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更について、議案第 26 号神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更についての 13 議案は、いずれも、岩佐りょう子企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第 19 から第 25 を一括して議題にします。

池田ともり文教福祉委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

文教福祉委員長。

文教福祉委員長／文教福祉委員会に審査を付託されました議案のうち、7 議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第 12 号千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例、議案第 13 号千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例は、区内における旅館業、住宅宿泊事業の営業実態を踏まえ、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図るため、12 号については、条例名を改め、区、営業者及び宿泊者それぞれの責務を定めるとともに、施設の構造設備の基準を改め、13 号については、事業実施に係る制限及び事前周知の対象者を改めるとともに、規定を整備するものです。

本年 7 月 1 日から施行します。

議案第 12 号及び議案第 13 号の 2 議案は、関連するため、一括して審査をいたしました。

質疑の中で、改正前から設置されている民泊施設等への対応については、これまでと同様に定期的な巡回、監視、特に情報提供があった場合には、集中的に夜間も監視を実施するなどして、取締りを行っていくこと。

旅館業施設について、面積での規制を設けるに当たっては、学識経験者からの意見により、区、営業者及び宿泊者の責務を新たに設けた上で、宿泊者に対する安全確保に加え、周辺住民等への配慮を条例の目的としたこと。

民泊開始前の周知における地域関係者は主に町会などを想定しており、事前相談があった段階で、区が町会関係者と事業者の橋渡しをしていくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第12号及び13号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、所在不明者等に対し送達すべき書類に係る公示送達の方法を改めるものです。

同法の改正規定の施行日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第14号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号千代田区介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料の算定に関する特例を定めるとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例を廃止するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、税制改正による給与所得控除額の引き上げに伴って介護保険料が変わらないよう、基準を改定するものであること。

新型コロナウイルス感染症に起因する減免については、今後の新たな還付や減免措置が生じることは想定されないことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第15号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和7年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を改めるものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、令和8年度及び令和9年度の後期高齢者医療の保険料軽減のため、一定の経費につき関係区市町村の一般財源からの負担を求めるものであり、規約の変更に当たり、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付すものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で保険料について、広域連合としては、被保険者数・医療給付費の増大、子ども・子育て支援金対応等により減額は困難である一方、特別対策や基金活用等により上昇を抑制していること。

特別会計調整基金と財政安定化基金の合計は約602億円であり、その活用は社会状況等を勘案しながら投入されるものであることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、まず、本議案における規約の変更により、保険料は均等割額で7300円の値上げ、所得割も負担が増え、一人当たりの保険料は1万6000円増額される。

昨年、75歳以上の高齢者310万人の医療費窓口負担が倍に引き上げられ、物価高騰で実質年金も下がる中、保険料負担増は、高齢者の命や暮らしを脅かすことにつながる。

自治体として保険料を抑える努力は認めるが、都や国などにさらなる負担軽減策を行うよう働きかけることを強く求め、本議案に反対する。

続いて、本議案は、令和8年度及び令和9年度の後期高齢者医療保険料の改定に当たり、保険料の軽減策を行うことに伴い、広域連合規約の一部変更が必要となるものである。

規約の変更は、地方自治法の規定により、広域連合を構成する各区市町村議会の議決を必要とするもので、内容も被保険者の保険料負担を引き続き軽減するために必要な措置であることから、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第21号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定し、保険料均等割額の減額措置対象者の範囲を改めるとともに、子ども・子育て支援法の規定に基づく子ども・子育て支援納付金について定めるほか、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、保険料の増額要因は、子ども・子育て支援金分の新設、被保険者数の減少であること。

令和6年度までは独自に保険料率を算定していたが、国民健康保険運営方針、加速化プラン等全国的な保険料平準化の動きの中で、統一時の大幅な保険料上昇による被保険者の急激な負担増を避けるため、令和7年度から段階的に特別区の統一保険料率を採用すること。

一般会計からの繰入れや繰越金の活用は現状でも行っているところではあるが、一般財源の活用は慎重に考えられなければならない、自治事務とはいえ区独自に均等割をなくす等の措置は難しいこと。

均等割額の軽減等については区長会を通じて国に要望していることなどが明らかになりました。

質疑を終了し討論に入り、初めに本議案は、令和8年4月からの国民健康保険料について、保険料均等割額、介護納付分、子育て支援分それぞれの負担が増え、介護納付金の所得割率も上がるものであり、いまだに物価高に終わりが見えない中、国保世帯にさらなる打撃を与えるものである。

子供の均等割額を無償にするなど負担軽減を行う自治体がある一方、区は国保世帯の抜本的な負担軽減に後ろ向きと言わざるを得ない。

政府に対し均等割保険料の18歳までの無償化を強く要請すること、また、区独自の国保料

軽減策を強めることを求め、本議案に反対する。

続いて、本議案における条例改正による保険料率の改正は、国の進める将来的な保険料負担の平準化を踏まえていくことの必要性や、都内の国民健康保険料の完全統一を目指す東京都国民健康保険運営方針に基づくものであり、子ども・子育て支援納付金ほか、その他の改正についても、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、全国的に統一した対応が求められるものである。

今後の持続的な安定的な国民健康保険事業の運営のためには必要な条例改正であることから、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し採決を行った結果、議案第23号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました7議案のうち、議案第12号千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例、議案第13号千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号千代田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号千代田区介護保険条例の一部を改正する条例、議案第16号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の5議案は、いずれも、池田ともりの文教福祉委員長の審査報告どおり決定し、議案第21号東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議案第23号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の2議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第21号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

（賛成者 白表示、反対者 青表示）

議長／押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第21号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第23号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第23号は賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第26を議題にします。

桜井ただし環境まちづくり委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

環境まちづくり委員長。

環境まちづくり委員長／環境まちづくり委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第22号特別区道の路線の廃止については、九段南一丁目における駅前空間の再整備及び親水空間の創出のため、道路法の規定に基づき、特別区道千第311号線及び第313号線を廃止するものです。

路線廃止後の主な用途は、現在幅員4メートルの区道第312号を約8メートルに拡幅し、区画道路1号として再整備する計画です。

そのほか、市街地再開発事業区域内において権利変換予定及び土地区画整理事業区域内において清算予定があり、これらの合計が事業前と同じく664.32平米となります。

質疑の中で、議決された場合、告示から約2か月の管理期間を経て区の管理から離れるが、当面道路として通行できる環境は確保することを開発側に確認していること。

区道廃止後は、区と市街地再開発組合が管理協定を結び、市街地再開発組合が管理していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第22号は、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／議案第22号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／議案第22号特別区道の路線の廃止について、反対の立場から討論を行います。本議案は九段南一丁目の市街地再開発を進めるために計画地内にある特別区道2本を廃止するものです。

反対する第1の理由は、本区道の廃止が環境を壊す高さ170メートルに及ぶ巨大開発のインフラ整備の一翼を担っているからです。

この開発は、解体、建設工事を含め大量の温室効果ガスを排出します。

歩行困難にする強烈な風害も容易に想像できます。

第2の理由ですが、都市開発法第5条は市街地再開発事業が住宅の戸数、その他、住宅建設の目標を定めることができると規定しています。

ところが、当該再開発事業では、区道のみならず区営住宅まで廃止の対象としていることです。

第4次住宅基本計画では、再開発に伴い廃止となる住宅の代替戸数の確保の取組を進めるとされており、

早急に廃止する区営住宅戸数の確保を求めるものです。

反対する第3の理由は、再開発事業区域と土地区画整理事業区域の宅地のある事業の面積がどのように評価されたかが不透明だからです。

都市区画整備事業において生産されるとする区道部分は、いかなる基準で評価されたのでしょうか。

区道は区民の共有財産です。

その公正な処分を担保するための土地評価ルール、処分の手続等を早急に具体化することを求め、本議案に反対をいたします。

議長／次に、24番おのぞら亮議員。

おのぞら議員／議案第22号特別区道の路線の廃止につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本議案の九段南一丁目地区は、まちづくり基本方針やガイドラインに基づき、駅前空間の再整備や日本橋川沿いの親水空間の創出に向け、令和5年12月に再開発等促進区を定める地区計画が都市計画決定されました。

地区全体を3地区に分け、駅前広場や歩道状空地、川沿い区道の拡幅などの基盤整備が計画されており、

この計画を実施することで、代替となる区画道路や広場等が整備され、当該区道は将来にわたって一般交通の用に供される必要がなくなることが客観的に認められる区間であり、また、本件の路線廃止は、地域の交通安全や歩行者動線に支障を生じさせるものではなく、区民生活や来街者の利便性を損なうものではないことが確認されております。

限られた都市空間を有効に活用し、将来世代にとって価値ある公共空間を創出する観点からも妥当な判断であると考えます。

以上の理由から本議案に賛成いたします。

議長／以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました、議案第22号特別区道の路線の廃止については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

議案第22号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第22号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第27から第30を一括して議題にします。

小野なりこ予算特別委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。予算特別委員長。

予算特別委員長／全議員で構成する予算特別委員会に審査を付託された議案のうち、令和8年度各会計当初予算の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第2号令和8年度千代田区一般会計予算、議案第3号令和8年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号令和8年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号令和8年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案の審査に当たっては、常任委員会の所管別に3つの分科会を設置し、それぞれ詳細な調査を行いました。

その分科会の調査報告を踏まえた総括質疑において、多数の事項について質疑が行われました。

質疑を終了し、意見発表を行ったところ、まず、反対の立場から次のような意見がありました。

令和8年度予算は、教材の無償化や私立小中学校に通う児童への電子クーポン、中高生の居場所設置に向けたプレ施設など、子供や子育て世代の声が一部反映された。

しかし、物価高騰が続く中、高齢者や中小零細事業者への支援は不十分である。

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の負担は増やされる。

区民の実情に目を向け、暮らしの支援強化、国保料の負担軽減策の実施を求める。

また、市街地再開発の推進は、CO₂削減と相いれないものであり、持続可能なまちづくりのためにも大規模な市街地再開発の在り方を見直す時期にきているのではないかと。

住まいへの支援については、アフォーダブル住宅の供給の予算が組み込まれていたものの、低所得者世帯への支援が不足している。

さらに、AI防犯カメラの設置については、プライバシー侵害等の懸念から、十分な説明と検討を求める。

以上の理由にから予算案に反対する。

次の意見として、公園への防犯カメラ設置では、AI監視カメラが採用されるにもかかわらず、議会への十分な説明がなかったことを確認した。

議会軽視と言わざるを得ない。

また、スマートごみ箱の高額な経費についても驚かされた。

さらに、公益通報と官製談合については、関係者の供述や判決文、退職手当返還命令書において「上司からの指示・命令」との一文が明記されているにもかかわらず、区は組織的関与を否定し、第三者委員会の設置も拒否している。

このような自治体に何の信用もない。

よって、本予算案に反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場からは、次のような意見がありました。

令和8年度予算は、「今日の声を、明日のかたちにする予算」として、子育て・教育の充実、福祉の充実、持続可能な社会の推進、安全・安心を実感するまちなど、6つの重点テーマを掲げ、過去最大の予算額で編成された。

具体的事業としては、出産・子育て支援、病児・病後児保育、子どもの朝活プログラム、私立学校就学者等支援クーポン、包括的相談支援体制、医療情報の統合、がん患者支援、区民ニーズに応じた住まいの供給、町会支援、DX・GXの取組、防災対策の推進などが評価できる。

予算執行においては、本委員会の議論や区民の声に耳を傾けながら、各事業に取り組むことを強く要望し、本予算案に賛成する。

次の意見としては、令和8年度予算は、錦華公園のAI防犯カメラの設置など議会や地域への説明がなく、プロセスの明らかでない項目が目立った。

スマートごみ箱も高額な年間運営費となり、清掃職員を増やすことにも対応が考えられた。一方、区の高い財政力を背景に、新たな施策の多くは社会実験的な要素も含むと考えることができる。

物価高や地価高騰、税負担増などにより区民生活は厳しさを増す中、アフォーダブル住宅政策等の取組は遅れており、早急な対応が求められる。

今後は、予算成立後も状況変化に応じて柔軟に見直し、議会との対話と調整を重ねながら、区民の暮らしと文化を守る区政運営を行うことを強く求め、本予算に賛成する。

次の意見として、令和8年度予算は、物価上昇や社会情勢の変化に対応し、子育て支援や教育環境の充実、防災対策の強化、区民の安全・安心の確保など、区民生活に直結する施策を着実に推進する内容としている。

区立学校の学用品の無償化や私立学校就学者へのクーポン配布は、次世代を担う子供への支援として高く評価する。

A I 機能付き防犯カメラの設置を進める議論では、区民の生活の安全を守るためにも、区の責任において設置を増やしていく前向きな姿勢が確認できた。

本予算案は、行政運営の効率化や地域課題への対応を通じて、千代田区の持続的な発展に資するものと評価する。

今後も納税者の利益を重視し、将来を見据えた予算編成と、限られた財源の中で区民福祉の向上に資する施策の着実な実施を求め、賛成する。

次の意見として、令和8年度予算案は、「今日の声を、明日のかたちにする予算」として、子育て・教育の充実、安全・安心を実感するまち、スマートな暮らしの実現等、6つの重点テーマを推進する内容で、過去最大の予算規模となった。

中でも、私立学校就学者等支援クーポンは、私立国立学校等に通う小中学生にかかる経済的負担の軽減と区内地域経済の活性化に資する施策として高く評価する。

また、猛暑対策としての歩道の日よけ設置、安全・安心な公園づくりのためのA I 防犯カメラ設置、祭礼文化の継承支援なども適切な事業であることを確認した。

時代や区民の経済・生活環境の変化を的確に捉え、「今日の声」を重視した柔軟な区政運営を求め、本予算案に賛成する。

次の意見として、令和8年度予算は過去最大規模となったが、区民の暮らしに向き合い、課題解決に取り組む姿勢を評価する。

防災・防犯対策やオーバーツーリズム対策、地域コミュニティ活動や産業振興への支援、広報広聴機能の強化などは、安全・安心を実感できるまちづくりにつながる重要な施策である。また、区民サービスの質を高めるため、組織変革への取組やデジタル化、業務効率化を通じた職員の働き方改革など、行政への信頼回復に向けた取組にも期待する。

区民の声を踏まえ、区民生活の質の向上を目指す本予算案を評価し、税収増については、物価高騰の影響を受ける区民に対し、可視的な形で還元する行財政運営を求め、本予算案に賛成する。

次の意見として、令和8年度予算案は、(仮称)神田錦町三丁目施設整備、子育て施策の数値管理、私立保育所運営補助の検証、ICT学校教育システムの推進、学校部活動の外部委託など、区民生活の安心と幸せにつながる事業の取組を高く評価する。

質疑では、区民の声を踏まえ、地域課題の解決に部署横断的に取り組んでいくことを確認した。

今後は、インフレ時代を見据えた中長期的な財政予測の下、物価高騰や区民の暮らし支援に配慮した予算編成を行い、区民中心の行政運営を進めることを求め、本予算案に賛成する。次の意見として、令和8年度予算案は、一般会計・特別会計を含め、1000億円を超える過去最大規模となった。

今後も行政需要の拡大が見込まれ、次の10年間で700億円もの基金確保が想定される中、健全な行財政運営を行っていくためには、長期的計画の精度を上げ、業務の見直しを行う必要がある。

一方、AI防犯カメラ設置、祭礼文化継承補助、スマートごみ箱設置や私立学校就学者等クーポンなど、従来の流れを大きく変える施策については、議会への説明や検証が十分でない事例が見受けられた。

当委員会での議論や指摘を踏まえ、予算の執行に当たっても検討を十分に深め、各常任委員会へ適時適切に報告しながら進めるよう求める。

政策の大きな見直しが必要となる場合には、これまでの議論との整合性や将来にわたる持続可能性を考慮した上で、議会で十分な議論を行う必要があることを指摘し、予算案に賛成するとの意見がありました。

意見発表を終了し、議案第2号から第5号の各会計当初予算4議案についてそれぞれ採決を行った結果、いずれも賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当予算特別委員会に審査を付託された令和8年度各会計当初予算4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第2号令和8年度千代田区一般会計予算、議案第3号令和8年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号令和8年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号令和8年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第2号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第2号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第3号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第4号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第5号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

本件は申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

区長。

区長／令和8年第1回区議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきまして御提案いたしました諸議案は、令和7年度千代田区一般会計補正予算第5号、並びに令和8年度各会計予算をはじめ、条例の改正、人事案件などでございました。

慎重なる御審議の上、原案どおり御議決、御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に、主要案件でありました予算関係議案の審議に当たりましては、全議員をもって構成されました予算特別委員会が設置され、さらに分科会方式によりまして、長時間にわたり御審議を賜りました。

小野なりこ委員長、岩佐りょう子副委員長、池田ともりのり副委員長、桜井ただし副委員長におかれましては、その御労苦に心より感謝を申し上げます。

補正後の本年度予算並びに新年度予算の執行に当たりましては、御指摘を十分に踏まえますとともに、より効率的・効果的な行財政運営に徹し、区議会の皆さんとも十分連携を図り、さらなる区民福祉の向上に全力を傾注してまいり所存でございます。

区議会の皆様におかれましても、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和8年第1回区議会定例会閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長／以上で本年第1回定例会を閉会します。

散会します。